

船舶インシデント調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年6月5日 09時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市東方沖 沖ノ島灯台から真方位015° 24.1海里付近 （概位 北緯34° 38.0′ 東経130° 14.0′）
インシデントの概要	漁船 ^{りゅうおう} 龍王丸は、漂泊中、推進器にパラシュート型シーアンカーの引き綱が絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 龍王丸、19トン YG2-7974（漁船登録番号）、有限会社龍王丸 第260-33330号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北西流
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、早朝に漁を終えて仮眠を取ることとし、船首からパラシュート型シーアンカー（以下「本件アンカー」という。）を投入して漂泊した。</p> <p>本船は、船長が、仮眠後に周囲の状況を確認したところ、本件アンカーの引き綱が船尾方に流され推進器に絡まっていることに気付いたので、潜って絡んだ引き綱を外そうとしたが潮流が速く外れず、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視艇により山口県下関市角島付近までえい航された後、僚船に引き継がれて同市^{こつと}特牛港に入港した。</p> <p>船長は、本インシデント後、仮眠を取っている間に風が無風状態となり、潮流がふだんより強くなったと思った。</p>
分析	本船は、漂泊中、船長が、仮眠を取り、本件アンカーの引き綱が船尾方に流されていることに気付かずに漂泊を続けたことから、同引き綱が推進器に絡み、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂泊中、船長が、仮眠を取り、本件アンカーの引き綱が船尾方に流されていることに気付かずに漂泊を続けたため、同引き綱が推進器に絡んだことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・パラシュート型シーアンカーを使用する場合は、風向や潮流の影響も考慮して時々シーアンカーや引き綱の向きなどの確認を行うこと。
--------------	--